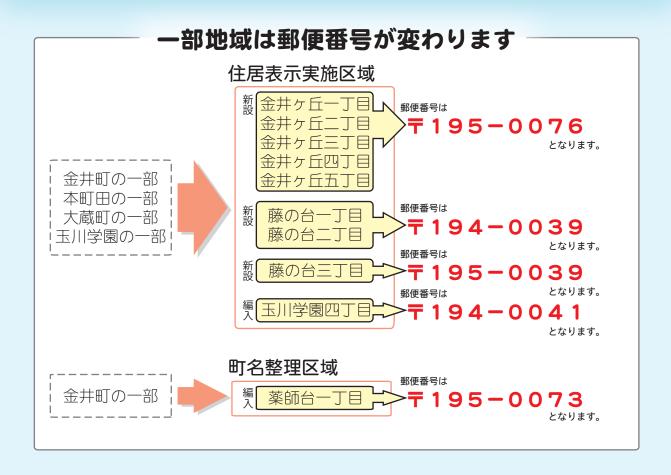
住居表示実施に伴う手続きのしおり



このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについて ご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説 明をご覧ください。



		● 住居表示制度とその必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
		● 新しい住所の表し方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
		● 地番による表示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
		○ 住居番号の定め方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
		● 郵便番号について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
目	次	○ 無料ハガキについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
		○ 住所変更に伴う諸手続きについて・・・・・・・・	• 4
		○ 土地・建物を所有されている方へ・・・・・・・・・・	• 14
		○ 登記申請書の書き方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
		● 町名表示板、番号表示板の設置のお願い・・	裏面
		○ 関係行政機関位置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	裏面

◆住居表示制度とその必要性

住所はこれまで土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1,000番を越える地域も多く、町を特定できても、その中の該当地をすぐに探すことが難しくなっています。

住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

○ 住所が複雑になっている原因…

- 1) 土地の分筆・合筆・開発により、順序よく並んでいない場所が増えている。
- 2) 町が大きく地番が1,000番を越え、分割されている。
- 3) 同一地番に複数の家屋が建ち、建物の住所が同じになっている。
- 4)数筆の土地にまたがって建っている家屋は代表地番を住所にしているため、 両隣の住所との連続性がなくなっている。
- 5) 町をまたいで建築されており、町の境界が複雑になっている。

○ 住居表示を実施すると…

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便局、運送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- 4) 来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。



町田市においては、市街化が進んだ地域などから、順次、住居表示を実施しています。

昭和39(1964)年に行なわれた原町田に始まって、中町、旭町、玉川学園と続き、最近では平成28(2016)年7月に小川・鶴間地区において実施しました。現在では町田市内の183の町のうち、88の町が住居表示実施区域になっています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施により、以下のように住所の表し方が変わります。

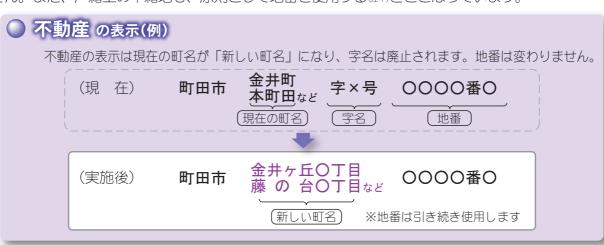


※ご自分の新住所は「住所変更証明書」等でご確認ください。

◆地番による表示

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施されても、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされ、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用する(±1)こととなっています。



○ 本籍 の表示(例)

本籍の表示は現在の町名が「新しい町名」になります。地番は変わりません。

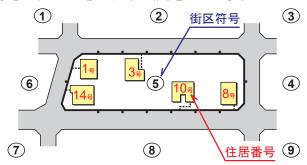


(注1) 転籍手続きをすることによって、新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。 (例) 町田市 金井ヶ丘〇丁目 〇番

(9ページに転籍の手続きについて記載しておりますのでご覧ください。)

◆住居番号の定め方について

下図は街区のイメージ図です。 ① ~ ⑨ は街区符号を表わしています。 住居番号は出入口の位置(下図では破線で表示)によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。(街区符号・住居番号は、市で決定します。)



◆郵便番号について

区域内の郵便番号は下記の通りとなります。

【住居表示区域】

金井ヶ丘一丁目〜金井ヶ丘五丁目 ・・・・・・・ 〒195-0076 藤の台一丁目〜藤の台二丁目 ・・・・・・・ 〒194-0039 藤の台三丁目 ・・・・・・・・・ 〒195-0039 玉川学園四丁目 ・・・・・・・・・・ 〒194-0041 名数理区域)

【町名整理区域】

薬師台一丁目 ……………… 〒195-0073

◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

郵便番号が194の方 ⇒ 日本郵便㈱ 町田郵便局 TEL0570-031-269 郵便番号が195の方 ⇒ 日本郵便㈱ 鶴川郵便局 TEL0570-943-603



住所変更のお知らせ

2020年(令和2年)7月25日から住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- ○今後郵便をお出しの際は、郵便番号 及び新住所をご記入ください。
- ○お手数ですが、あなた様の住所録を ご訂正ください。

新住所

000-0000

町田市金井ヶ丘〇丁目 〇番 〇号 町田アパート101号室

町田 太郎

ご自分の

- ・新しい郵便番号
- ・新しい住所
- •氏名

をご記入ください。

※実際のハガキと表示内容が 異なる場合があります。

◆住所変更に伴う諸手続きについて

住居表示実施に伴う住所の書き換えは、町田市役所等が職権で行うもの(10ページ以降に記載)もありますが、皆様ご自身で変更手続きをしていただくものもあります。以下の項目については、住所整理実施後、ご自身でお手続きをしていただく必要が生じますので、該当する項目をご確認ください。手数料は原則無料ですが、車検証や不動産登記の所有者の住所変更などで、代行業者に手続きを依頼される場合は別途料金がかかることがあります。

なお、銀行や保険など一般民間企業との契約等に関するお手続きについては、 お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いします。

◆ご自分で届出または変更の手続きを必要とするもの

法務局(登記)関係

	変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
不動産の登記(+	不動産(土地・建物)の 所有者の住所変更 (権利部)	国内に土地・建物 を所有している方	土地・建物等の所在地 を管轄する法務局 (郵送可)	手続きに期限は ありませんが、 早めの変更をお 勧めします。 不動産の売買や 相続の際には書	· 登記申請書 · 住所変更証明書
地·建物)	不動産(土地・建物)の 抵当権者などの住所変更 (権利部)	国内の土地・建物 に、抵当権・賃借権・ 仮登記など、権利者 として登記している方	東京法務局町田出張所町田市森野2-28-14	相続の際には書き換えが済んでいる必要があります。	
会社・法人の登	商業登記や法人登記の 本店(主たる事務所)の 所在地の変更	登記をしている 会社・法人の 代表者	本店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務 局 及び	[本店] 実施日以降~ 2週間以内	· 登記申請書 · 住所変更証明書
記	商業登記や法人登記の 支店(従たる事務所)の 所在地の変更		支店(従たる事務所)の 所在地を管轄する法務 局 ※提出前のチェック等 を希望される場合は、 前日までに予約が必	[支店] 実施日以降~ 3週間以内	
	商業登記や法人登記の 代表者などの住所変更		要です。 予約TEL 03(5318)0261 東京法務局登記電話案内室		

個人番号カード

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
個人番号カードの住所変更 ※通知カードをお持ちの方は、手続きの必要はありませんが、マイナンバーを証明する書類としては使用できなくなります。	個人番号カード をお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195 各市民センター	実施日以降、 変更手続きを してください。	・個人番号カード ※住民票の世帯が同じ 方であればまとめて 住所変更できます。 ※個人番号カードの変 更手続きには暗証番 号が必要となります。

住民基本台帳カード

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
住民基本台帳カード の 住 所 変 更 ※写真なしカードの場合、 手続きは不要です。	住民基本台帳カードをお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195 各市民センター		住民基本台帳 カード※住民票の世帯が同じ 方であればまとめて 住所変更できます※変更手続きには暗証 番号が必要となりま す。

在留カードなど

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
在 留 カ 一 ド 特別永住者証明書 外 国 人 登 録 証 の 住 所 変 更	左記のいずれかを お持ちの方	町田市役所 市民課 IL 042(724)2123 各市民センター	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	・在留カード ・特別永住者 証明書 ・外国人登録証

建物の増改築

※ 住居表示区域内の建物を増改築する場合だけです。

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
建物の増改築に伴う 住居番号(住所)の変更 ※増改築で出入口の位置 が変わると住居番号 (住所)が変更になる 場合があります。	住所整理実施後、 建物の増改築を する方	町田市役所 市民課 TEL042(724)2123	増改築で使用している外壁工事用の足場がとれて、建物が8割程度完成した頃に手続きをしてください。	

自動車・オートバイ等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
運転経歴証明書の 住 所 変 更 及 び 本 籍 変 更 ** 不足する場合には、市民 きますので、実施日以降	民課、各市民センター、各駅育 蚤、窓口にお申し出ください。	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TL 042(722)0110 忠生地区交番 町田市忠生1-11-1 都内の警察署、試験場、 及び免許更新センター で発育である。 では、大き山崎連絡所にで	て証明書を無料発行で	【現住所の変更】 ・住所変更証明書 ・自動車運転免許証 【本籍の変更】 ・本籍の変更のお知らせ ・自動車運転免許証
「住所変更証明書」と「本	籍変更のお知らせ」の両方を受	対予定ですので、現住所と本籍の配 受領してから手続きをしてください	١,	
原動機付自転車 (125cc以下)や小型 特殊自動車の所有者 の 住 所 変 更	原動機付自転車 (125cc以下)や小型 特殊自動車を所有 している方	町田市役所 市民税課 TEL 042(724)2113 忠生市民センター TEL 042(791)2802 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	実施日以降、 変更手続きを してください。	・住所変更証明書 ・印鑑 ・標識交付証明書
普通自動車(軽自動車除く)、オートバイ(126cc以上)の車検証等の住所変更	普通自動車(軽自動車除く)、オートバイ(126cc以上)の所有者及び使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録 事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	実施日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑 ・所有者・使用者) ・車検証 (軽二輪車の場合は ・届出済証 と ・自賠責保険証 です)

福祉・医療・その他保険等

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
小児慢性特定疾病医療受給者証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2139	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	受給者証住所変更証明書
大 気 汚 染 医 療 (気管支ぜん息等) (都)医療券)	医療券をお持ちの方	町田市役所 保健予防課 TEL 042(724)4239	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	• 医療券 • 住所変更証明書
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	実施日以降、 変更手続きを してください。	• 身体障害者手帳
愛の手帳(療育手帳)				・愛の手帳 (療育手帳)
精神障害者保健福 祉 手 帳	手帳をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2145	更新等の際に、 併せて変更手続 きをしてくださ い。	•精神障害者保健 福祉手帳 •印鑑
自 立 支 援 医 療 受給者証(精神通院)	受給者証をお持ちの方			・受給者証・印鑑・マイナンバーカー ド等個人番号が確認できるもの
特定医療費(指定難病) 受給者証・難病医療券 (都)医療券)	受給者証または 医療券を お持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148		受給者証または 医療券住所変更証明書
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳 または 第一種(第二種) 健康診断受診者証 をお持ちの方	町田市役所 福祉総務課 TEL 042(724)2537	実施日以降、 変更手続きを してください。	・居住地(氏名)変更届 (都内変更) ・住所変更証明書 ・被爆者健康手帳または 健康診断受診者証 ・手当証書 (手当受給者のみ) ・印鑑
健康診断受診票(被爆者の子)	健康診断受診票をお持ちの方			・居住地(氏名)変更届 (都内変更) ・住所変更証明書 ・健康診断受診票 ・医療券(認定者のみ) ・印鑑
厚生年金加入者及びその 扶養に入られている配偶 者(第三号被保険者)	厚生年金加入者 第三号被保険者	お勤めの会社 第三号被保険者の方は 配偶者がお勤めの会社	実施日以降、 会社を通して年3 手続きをしてく7	

その他

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
入札参加資格申請	町田市において 入札資格を有する 事業者	東京電子自治体 共同運営サービス (https://www.e-tokyo.lg.jp/) TEL0570-05-1090 (e-tokyoコールセンター)	詳しくは、トップ 電子調達 ⇒ マニュ ⇒ 申請の手引き(工事 をご覧ください。	アル ⇒ 資格審査申請
町田市役所へ届出している本店・支店の所在地の変更	町田市役所に対して届出している会社等	町田市役所 市民税課 TEL 042(724)3279	実施日以降、 異動届をご提出 ください。	・所在地の変更をした法人登記の謄本ル。- (履歴事項全部証明書) ・印鑑
社会福祉法人の定款変更 (事務所所在地、基本財産所在地)	社会福祉法人	所轄庁 ※町田市が所轄庁の場合は、 町田市役所 指導監査課 TEL 042(724)4094	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	所轄庁に お尋ねください。
工場・指定作業場	左記の代表者	町田市役所 環境保全課 TEL 042(724)2711	実施日以降、 変更手続きをし てください。	•工場•指定作業場氏名等変更届出書 (東京都環境確保条例第13号様式)
揚 水 施 設				・揚水施設氏名等 変更届出書 (東京都環境確保条例134条4項 に基づく届出)
特 定 施 設 (水質汚濁防止法)				•氏名等変更届出書 (水質汚濁防止法様式第[第7条関係])
特 定 施 設 (騒音規制法)				・氏名等変更届出書 (羅音規制法様式第6)
特 定 施 設 (振動規制法)				•氏名等変更届出書 (振動規制法様式第6[第8条関照])
特 定 施 設 (下水道法)		町田市役所 水再生センター	実施日以降、すみやかに	• 氏名変更等届出書 (下水道法施行規則様式第10)
除 害 施 設 (町田市下水道条例)		TEL 042 (720) 1824	変更手続きをしてください。	• 氏名変更等及び 施設使用廃止届出書 (町田市下水道条例施行規則第8号様式)
医務(診療所、施術所等) 及び薬事(薬局、医薬品、 医療機器の販売業等)の 許可・届出施設に関する 開設者・管理者の住所 及び所在地の変更	左記施設の 開設者の方	町田市役所 保健総務課 TEL 042(722)6728	法律等により、だ 手続きが必要ない ので、左記におい さい。	場合があります
被爆者一般疾病 医療機関	指定されている方	町田市役所 福祉総務課 TL 042(724)2537	実施日以降、 変更手続きを してください。	・被爆者一般疾病 医療機関申請事項 変更届 ・印鑑
結核の指定医療機関		町田市役所 保健予防課 TEL 042(724)4239		・結核指定医療機関変更届 ・「結核指定医療機関 の指定書(紛失の場 合は)「紛失届」)」 ・住所変更証明書

その他

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	手続きの時期	必要な書類
転 籍 届	転籍をご希望の方 (戸籍の筆頭者及び 配偶者)	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2865 各市民センター	実施日以降、 変更手続きを してください。	・転籍届 ・届出人の印鑑
シルバーパス	シルバーパスを お持ちの方	神奈川中央交通 ・町田営業所 TEL 042(735)5970 ・町田駅前サービ、スセンター TEL 042(728)4081 ・町田ターミナルサービ、スセンター TEL 042(722)2921	実施日以降、変更手続きをしてください。	• 住所変更証明書
銃砲刀剣類等所持許可者・ 風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する 法律届出者・古物営業法の 許可者及び営業所の所在 地・警備業法の法人所在地 及び役員等の住所変更	各許可証を お持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	実施日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	• 印鑑 • 許可証 • 住所変更証明書
酒類販売業免許の 住 所 変 更	酒類販売業免許を お持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211		・異動申告書 ・印鑑 ・住所変更証明書
勤務先・学校など		校などにご確認ください ・中学校へ通学されてい		は不要です。

中小企業融資制度のご案内

町田市が行う住所整理事業等により必要となる事業資金に関する融資制度があります。 詳しくは、市役所経済観光部 産業政策課(TLO42-724-2129)までご確認ください。

住所変更証明書 が不足する場合は・・・

住所変更の手続きに要する住所変更証明書が不足した時は、実施日以降、無料で交付します。 その際には、身分証明書をご用意のうえ、下記窓口にてお申し出ください。 ※郵送は市民課のみ対応しています。(市民センター等では郵送の対応はしていません。)

- 住民登録 されている方
 - ⇒ 【市役所市民課証明係 TEL042 (724) 2864 又は 各市民センター】
- それ以外(会社・法人 など) の方
 - ⇒【市役所土地利用調整課 TEL042 (724) 4254】

◆住所整理実施後も手続きが必要ないもの

手続きが必要ないもの

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
住 民 票 (住民基本台帳)	住民登録をしている方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2123 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。
戸 籍 簿 (本籍欄)	本籍がある方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2865	
戸籍の附票 (住所欄)	住民登録をしている方	鶴川市民センター TEL 042(735)5704	
印鑑登録原票	印鑑登録をしている方	町田市役所 市民課 TEL 042(724)2123 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	
通 知 カ ー ド	通知カード をお持ちの方	町田市役所 市民課 TEL 042(860)6195	住所変更の手続きはできません。 マイナンバーを証明する書類として 使用することができなくなります。
		各市民センター	マイナンバーを証明する書類としては、 マイナンバー入りの住民票か、マイナ ンバーカードをご提示ください。
公的個人認証サービス	公的個人認証サーピスの 登録をしている方	町田市役所 市民課 TL 042(860)6195	引き続きそのまま使用できます。
固定資産税課税 台帳	区域内に不動産をお持ちの方	町田市役所 資産税課 TEL 042(724)2116(土地係) TEL 042(724)2118(家屋係)	実施の翌年度の課税から変更になります。
国民健康保険被保険者台帳	国民健康保険の 被保険者	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2124	被保険者証については11ページを参照してください。
選挙人名簿	選挙権のある方	選挙管理委員会 TEL 042(724)2168	市役所が新しい住所に書き換えます。
不動産(土地・建物)の 所 在 (表題部)	実施区域内の 土地・建物を 所有している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414	法務局が職権で新しい町名などに書き換えます。 不動産(土地・建物)の所有者などの住所変更(権利部)については、14ページから17ページを参照してください。

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
軽自動車の車検証	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 050(3816)3104	引き続きそのまま使用できます。 表示の変更をご希望の場合は左記 にお問い合わせください。
国民年金加入者	国民年金加入者の 方	日本年金機構八王子年金事務所	原則、手続きは必要ありませんが、 以下の場合は左記にお問い合わせ
年 金 受 給 者	年金を受け取っている方のうち ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者	TEL 042 (626) 3511	ください。 ・介護施設入所等のため、現住所と住民票の住所が異なっている場合。
60歳以上で年金の 請 求 申 請 を まだしていない方	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方		・住所整理実施後も日本年金機構から受け取った通知等の宛先が新住所に改まっていない場合。 ・厚生年金に加入されている方やその扶養に入られている配偶者は、お勤めの会社へ届出が必要です。
国民健康保険 被保険者証	被保険者証をお持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2124	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新の時に書き換わります。
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	各市民センター	すぐに表示の変更が必要な場合 はお申し出ください。
国 民 健 康 保 険限度額適用認定証	認定証を お持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2130	
国 民 健 康 保 険 限度額適用·標準 負担額減額認定証			
児 童 手 当	手当を 受けている方	町田市役所 子ども総務課 TL 042(724)2139	児童扶養手当の証書については 13ページをご覧ください。
児童扶養手当児童育成手当		町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2143	
乳幼児医療証(乳医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TL 042(724)2139	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新の時に書き換わります。
義 務 教 育 就 学 児 医 療 証 (字 医 療 証)		各市民センター	すぐに表示の変更が必要な場合はお申し出ください。
ひとり親家庭等 医療 証 (親医療証)	医療証をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TL 042(724)2143	

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考
特別児童扶養手当	手当を 受けている方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	
障害児福祉手当			
特別障害者手当			
心身障害者福祉手当			
重度心身障害者手当			
心身障害者医療費制 度 受 給 者 証 (障) 受給者証)	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)2148	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新時に書き換わります。 すくに表示の変更が必要な場合
自 立 支 援 医 療 受給者証(更生医療)			はお申し出ください。
障害福祉サービス・ 障 害 児 通 所 支 援 受 給 者 証	受給者証をお持ちの方	町田市役所 障がい福祉課 TEL 042(724)3089	
介護保険被保険者証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 TEL 042(724)4364	
介護保険負担割合・ 負担限度額認定証	証書をお持ちの方	町田市役所 介護保険課 TEL 042(724)4366	
生計困難者に対する 利 用 者 負 担 額 軽 減 確 認 証			

変更になるもの	対象者	問い合わせ先	備考	
後期高齢者医療被保険者証	被保険者証を お持ちの方	町田市役所 保険年金課 TEL 042(724)2144	すでに交付されているものは、 有効期限(令和2年7月31日)まで 引き続き使用できますので、そ のままお使いください。 有効期限以降に使用するものは、 新しい住所のものをお送りしま す。	
後期高齢者医療限度額適用標準 負担額減額認定証	認定証を お持ちの方			
後期高齢者医療 特 定 疾 病 療 養 受 療 証	受療証をお持ちの方			
児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	町田市役所 子ども総務課 TEL 042(724)2143	すでに交付されているものは、 引き続きそのまま使用できます。 更新時に書き換わります。 すぐに表示の変更が必要な場合 はお申し出ください。	
犬 登 録	犬登録を している方	町田市役所 生活衛生課 TEL 042(722)6727		
公共料金など	■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHKについては、特に手続きの必要はありません。 その他の電気事業者、ガス会社、通信事業者等については、お手数ですがそれぞれの窓□へお問い合わせください。			
旅券(パスポート)	 ■住居表示による本籍変更の表示の変更はパスポート更新時の「本籍の変更」には該当しません。パスポート有効期限内の切替には、戸籍の提出は不要です。 ■旅券(パスポート)の所持人記入欄に住所を記載している方は、ご自身で旧住所を2本線で消し、新しい住所で記入してください(修正液の使用は不可)。 (例) 			
	東京	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

◆不動産(土地・建物)を所有されている方へ

不動産(土地・建物)をお持ちの方は、住居表示等の実施にともない、不動産登記記録に記載された「所有者の住所」(下記見本の権利部の(C)部分)を変更する必要がありますので、手続きをお願いします。

不動産(土地・建物)登記簿上の変更内容について

「変更の例は2ページの⁾ 「地番による表示」を ご覧ください。

住居表示等の実施により、不動産登記記録に記載されている「所在」(A)が、法務局の職権により「新しい町名」に変更されます。

「地番」(B)は、原則として変わりません。この番号は引き続き『不動産』や『本籍』の表示で使用されます。

「所有者の住所」(C)の表示については、法務局の職権で変更ができないため、所有者が変更の申請手続きをする必要があります。

この「所有者の住所」(C)の変更手続きは特に期限がありませんが、実施日以降に所有権の移転や抵当権の設定などの登記を行う際には、新しい住所への変更手続きが必要です。

実施日直後は登記の申請や登記手続案内が集中し、法務局窓口の混雑が予想されますのでご注意ください。

なお、登記手続案内を利用される方は、完全予約制のため、前日までに予約をしてください。

登記内容の見本 [実施前] 住居表示実施後に法務局の職権で 「金井ヶ丘〇丁目」などに変更されます。 公用 東京都町田市金井町1234-56 全部事項証明書 (土地) |調整||平成〇年〇月〇日||不動産番号||9876543210987 表 題 部 (土地の表示) 余白 地図番号 筆界特定 余白 町田市金井町字×号 所 在 余白 (A) ① 地番 ② 地 目 ③ 地 積 ㎡ 原因及びその日付「登記の日付」 1234番56 宅地 2 3 4 5 6 1234番55から分筆 「平成〇年〇月〇日] ※変更なし 権 利 部 甲 順位番号|登記の目的 受付年月日•受付番号 権利者その他の事項 所有権移転 平成〇年〇月〇日 原因 平成○年○月○日売買 第〇〇〇〇号 所有者 東京都町田市金井町1234番地56 (C) 町田太郎

住居表示実施後に<mark>登記申請をすることで</mark> 「金井ヶ丘〇丁目22番33号」などに変更されます。

これは登記記録に記録されている事項のい。	至部を証明した書曲である。たた	し、登記記録の乙区に記録されている事	頃はな
令和○年○月○日 東京法務局町田出張所	登記官	法務 一郎	

◆登記申請書の書き方について

所有者等の住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、 $16\sim17$ ページの「記載例」にならって申請書を作成してください。

なお、<mark>郵送による申請も可能です</mark>。申請書を郵送する場合は、申請書を入れ た封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する 不動産を管轄する法務局へ送付してください。

(送付方法の詳細については、各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。なお、不足の際は用紙をコピーしてお使いください。また、A4判の紙に、同様の様式でご自分で作成していただいてもかまいません。申請書は法務局ホームページからダウンロードすることもできます。
- 2 同じ所有者であれば、土地と建物を同時に申請できます。
- 3 「不動産の表示」の部分は登記簿と一致するように書いてください。 ただし、不動産の所在については新しい町名を申請書にご記入ください。
- 4 町名(金井ヶ丘一丁目など)は漢数字を使用してください。 それ以外の数字は 1234567890 の算用数字を使用してください。
- 5 鉛筆は使用できません。文字は直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。
- 6 印字済みの文字以外を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」「○字削除」のように文字数を記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として住所変更証明書の添付が必要です。これにより登記の原因が住居表示であることが証明され、登録免許税が免除されます。

[重要]

※登記簿に記載されている「所有者の住所」と住所変更証明書の「実施前の住所」が一致しているかご確認ください。

既に転居等をしているにもかかわらず、住所変更の手続きをしていない等の理由で 住所変更証明書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されてい る所有者の住所と相違する場合は、別途移転等の経緯を証明するための書類が必要 となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

いままでにお引越しをしたことがある方は、特にご注意ください。

登記についてのお問い合わせは

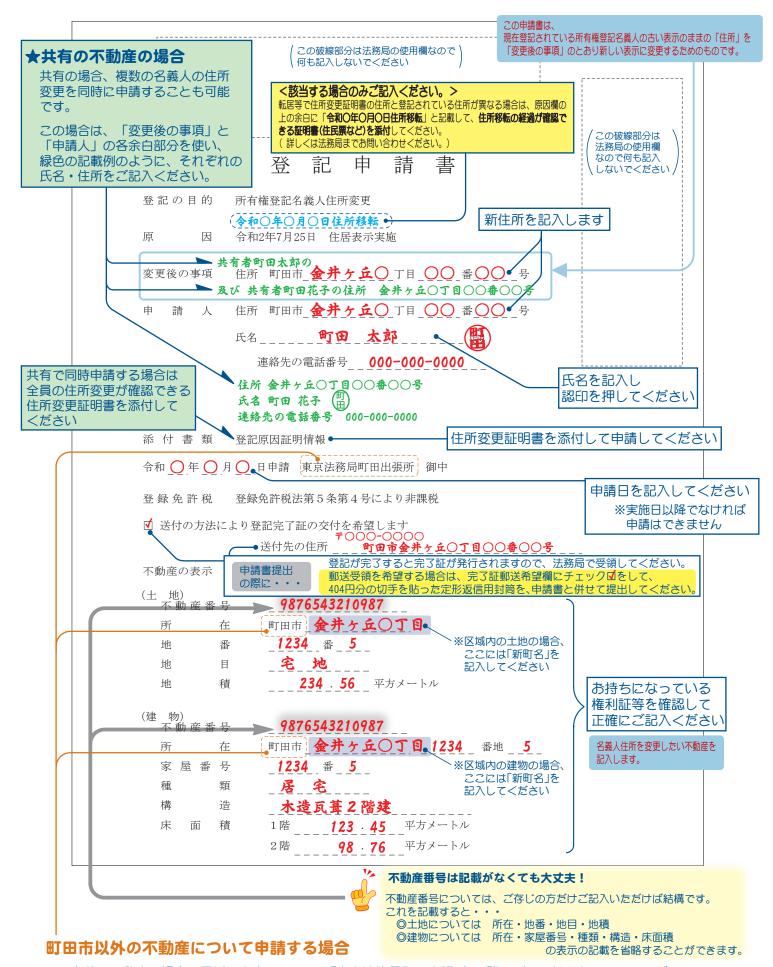
■東京法務局町田出張所

〒194-0022 町田市森野二丁目28番14号 TEL 042(722)2414

※ 自動音声ガイダンスで「3番」を選択してください。

記 載 例 1

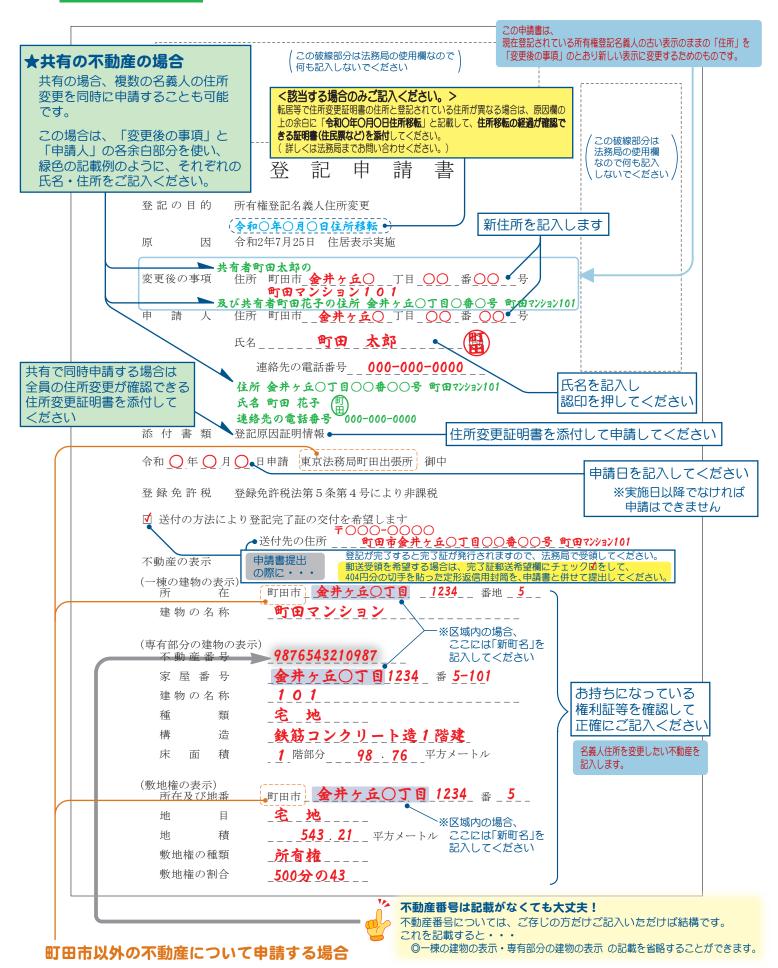
一般の不動産(土地・建物)の場合



市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分を訂正してください。該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

記 載 例 2

敷地権のある区分建物(分譲マンション等)の場合

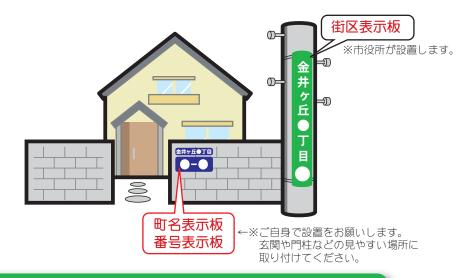


市外の不動産の場合、用紙に印字されている「東京法務局町田出張所」や「町田市」の部分を訂正してください。 該当箇所を二本線で消し、余白に管轄法務局名及び市名をご記入ください。(この場合、訂正印は不要です。)

◆町名表示板、番号表示板の設置のお願い

住居表示実施後には、街区符号などを表示する【街区表示板】を、市役所が取り付けします。 皆さまには【町名表示板】と【番号表示板】を配付しますので、各建物の玄関や門柱など、 見やすいところにご自分で取り付けていただくようお願いいたします。

これらの表示板の取り付けによって住居表示の効果が一層高まり、住所がよりわかりやすくなります。皆さまのご協力をお願いいたします。



◆関係行政機関位置図



お問い合わせ先

- 住居表示についてのお問い合わせは・・・
 - ■手続きに関すること

本冊子の各お問い合わせ先 または 町田市役所 代表電話 (年中無休 午前7時~午後7時) をご参照いただくか 電話:042-722-3111

- ■住居表示制度に関すること 町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 (平日 午前 8 時 3 0分~午後 5 時) 電話: 0 4 2 - 7 2 4 - 4 2 5 4
- ■配付物に不備(パンフレットが入っていないなど)があった場合は・・・

(平日 午前9時~午後5時 [正午~午後1時を除く])

電話:0120-643825(フリーダイヤル)

※本フリーダイヤル利用可能期間は2020年12月25日までです。